

## 被災ペット対策について

## 1. 環境省における主要な取組

- ・ 緊急災害時動物救援本部や各自治体と連携して、被災ペットの救護を支援。
- ・ 緊急災害時動物救援本部を構成する4団体やペットフード協会等を含めた動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力を要請。
- ・ 動物用ケージ1,895個、テント56張を購入し、動物用ケージ1,398個、テント56張を被災自治体及び被災者受入自治体に発送中。
- ・ 平成23年度本予算で、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援を実施。

## 2. 自治体等における取組

- ・ 飼い主からの引取り犬、放浪犬等については、各自治体により、動物愛護センターや保健所において動物愛護管理法に基づく収容、譲渡、飼い主探索等を実施。
- ・ 各地方獣医師会や動物愛護団体は、自治体と連携して被災動物の治療・一時預かりやペットフード等の物資の配付、避難所等の情報収集等を実施。
- ・ 岩手県、宮城県、仙台市および福島県では自治体が地方獣医師会、地元動物愛護団体などと現地動物救護本部を設置し、組織的に活動を実施。
- ・ 現在、少なくとも岩手県全域、宮城県の11市町村及び福島県の7市町村では仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針であると確認。
- ・ (社)ペットフード協会加盟88社のうち39社より、総計約293トンのペットフードの支援の申し出があり、順次発送。

## 3. 警戒区域内のペットについて

- ・ 福島第一原子力発電所半径20km圏内については、4月22日をもって警戒区域として設定された。
- ・ 福島県が、警戒区域内のペットについて4月28日から5月2日の5日間に実態調査を実施。初日には環境省も同行。
- ・ 5月10日からの住民の一時立入りと連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、緊急災害時動物救援本部の協力を得てペットの保護、回収活動を合同で実施。保護、回収したペットは福島県の収容施設等に収容。
- ・ 警戒区域内の活動に当たっては、原子力災害現地対策本部及び一時立入りの中継基地に、職員を6名程度常駐させて関係者間の連絡調整等を行っているほか、環境省からの要請に応え、東京都、兵庫県、栃木県、長野県、神奈川県、川崎市、名古屋市及び(社)日本獣医師会が推薦し環境省が委嘱した獣医師等が保護活動に協力(今後、群馬県、山梨県、静岡県、茨城県も協力予定)。
- ・ 警戒区域から保護されたのは、7月25日現在、犬281頭、猫157頭。

福島県第一原子力発電所から半径20km 圏内に設定された  
警戒区域へのペット(犬・猫)の保護活動

1. 中継基地における住民への聞き取りの様子  
(5月12日川内体育センター)



2. ペットの保護活動  
(福島県と派遣要請を受けた東京都と合同  
で5月22・23日に田村市において活動)



3. 保護した犬のスクリーニングの様子



4. シェルターでの獣医師による健康チェック



5. シェルターに收容される犬の様子



6. シェルターでの猫の様子



## 被災ペット対策の経過について

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室

- 3月11日 19:30 (財)日本動物愛護協会に対して、被災地での動物救護に関する情報収集、対応方針等についての連絡を要請
- 3月12日 18:25 東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内に内閣総理大臣から避難指示
- 3月14日 15:00 (財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、義援金の募集を開始。
- 3月14日 21:30 樋高大臣政務官より、動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力要請についての文書発出。
- 3月18日 ペットフードメーカーが仙台市内の拠点に救援物資を搬送。
- 3月23日 首都圏へ避難した被災者のペットの一時預かりについて、日本動物福祉協会が相談窓口となって受け入れ先の紹介を実施。  
保健所等で保護されたペットが平時と同様に数日で殺処分されているとの風評が流れており、これに対し被災自治体に確認の上事実でない旨ホームページ上で発表。
- 3月28日 日本愛玩動物協会の仲介により、福島第一原発周辺の被災者同伴のペットについて、千葉県市川市内の施設において受入れを開始。
- 3月31日 ペットフード協会加盟の88社のうち37社より、総計約293トン(犬用170トン、猫用121トン、ウサギ用2トン)のペットフードの支援の申し出。計82トンを宮城県、岩手県、福島県、山形県、茨城県、新潟県へ発送。
- 3月30日 緊急災害時動物救援本部第2回臨時会議に出席し、現状と今後の取組の方向性について関係団体と情報共有。
- 3月31日 動物用ケージ1,777個、テント24張を購入。
- 4月1日 職員1名を緊急災害時動物救援本部に派遣。(～5月2日)
- 4月4日 緊急災害時動物救援本部第3回臨時会議に出席し、義援金の配分等について関係団体と協議。
- 4月8日 陸前高田市及び釜石市は仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針を示しており、岩手県はケージ等の物資やアドバイス等の支援を行う考えであることが判明。

- 4月11日 緊急災害時動物救援本部が、本部内に救援推進部を設置し義援金交付の申請受付を開始。また、この案内を被災自治体及び動物愛護の関連14団体に文書にて発出。
- 4月13日 緊急災害時動物救援本部より、被災自治体に向けて仮設住宅でのペット連れ入居についての配慮要請。
- 4月14日 地域の優良取組事例を被災自治体等に周知するべく、グッド・プラクティス集を作成し、ホームページに掲載。
- 4月18日 緊急災害時動物救援本部第4回臨時会議に出席し、警戒区域内への一時立ち入り時のペット持ち出し及び救護について、関係団体と協議。
- 4月19日 被災ペット救出のための福島第一原発から半径20km圏内への立ち入りについて、原子力災害現地対策本部の通知に基づき、立ち入らないようホームページ上で周知。
- 4月21日 平成23年度本予算で、被災自治体の設置する動物収容・譲渡施設の整備に関する補助について自治体と調整を開始。
- 4月22日 東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20km圏内が警戒区域に設定。  
警戒区域内のペットの救護について福島県と協議。
- 4月22日 動物用ケージ118個、テント32張を追加で購入し、合計で動物用ケージ1,895個、テント56張を用意。このうち動物用ケージ1,398個、テント56張を被災自治体及び被災者受入自治体等に発送。
- 4月25日 緊急災害時動物救援本部第5回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る具体的な実施手順等について関係団体と協議。
- 4月27日 緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点として新宿御苑内にプレハブ小屋を設置。
- 4月28日 東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20km圏内の放置されたペットについて、福島県が5日間の実態調査等を開始。初日は環境省担当者2名も同行5日間で計29頭を緊急保護。
- 4月28日 緊急災害時動物救援本部が宮城県緊急災害時被災動物救護本部、福島県動物救護本部及びいわき市動物救援本部に対し、義援金の交付を決定。
- 5月2日 緊急災害時動物救援本部第6回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る実施計画等について関係団体と協議。
- 5月4日 新宿御苑に設置した緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点にペットフード等の救援物資を搬入。

- 5月6日 緊急災害時動物救援本部第7回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議。
- 5月7日～ 職員1名を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に派遣。
- 5月7～8日 福島県及び原子力災害現地対策本部と警戒区域からのペットの連れ出しについて協議。
- 5月9日 緊急災害時動物救援本部第8回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議。
- 警戒区域からのペットの保護、回収活動について、5月10日からの住民の一時立入りと連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、緊急災害時動物救援本部の協力を得て合同で実施。保護、回収したペットは福島県の収容施設に収容。
- 5月10日 川内村にて事前巡回調査を実施。
- 5月11日 川内村にてペットを回収。
- 5月12日 川内村及び葛尾村において、住民への事前説明及び聞き取り。
- 5月13日 川内村及び葛尾村にてペットを回収。
- これから警戒区域内への住民の一時立入りを実施する7市町長あてに、ペットの保護回収にかかる協力依頼。  
各自治体及び(社)日本獣医師会に対し、警戒区域内のペット保護活動への人材派遣協力依頼。
- 5月16日 緊急災害時動物救援本部第9回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議。
- 5月22～23日 田村市にてペットを回収。東京都が保護活動を支援。
- 5月25日 南相馬市及び富岡町にてペットを回収。
- 5月25日 環境省の委嘱獣医師が保護活動を支援。  
日～
- 5月26日 双葉町及び浪江町にてペットを回収。
- 5月27日 南相馬市、双葉町及び浪江町にてペットを回収。
- 5月28日 緊急災害時動物救援本部長及び福島県食品生活衛生課長と連絡会議を実施。

- 6月4  
～5日 浪江町及び大熊町にてペットを回収。
- 6月6日 富岡町、檜葉町、大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収。  
福島市内の避難所に、県獣医師会及びペット小売業者等が協力して、避難者のペットの管理施設を設置。
- 6月7  
～8日 南相馬市、富岡町及び檜葉町にてペットを回収。
- 6月9日 檜葉町、富岡町、大熊町及び双葉町にてペットを回収。
- 6月10日 大熊町にてペットを回収。
- 6月11  
～12日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収。
- 6月14日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペットを回収。
- 6月14  
～18日 兵庫県が保護活動を支援。
- 6月15、  
18～19  
日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペットを回収。
- 6月21～  
22、25～  
26日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収。
- 6月23日 ペットフード協会加盟の88社のうち39社より、総計約293トン（犬用196トン、猫用95トン、ウサギ用2トン）のペットフードの支援の申し出。計130トンを宮城県、岩手県、福島県、山形県、茨城県、新潟県へ発送
- 6月27日 福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部等の関係団体と福島市内で警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を実施。
- 6月28日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペットを回収。
- 6月28  
日～ 兵庫県が保護活動を支援（8月20日まで予定）。
- 6月29日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペットを回収。
- 7月1～  
2日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。

7月6～ 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。栃木県が保護活動を支援  
7日

7月9～ 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。  
10日

7月14～ 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。  
15日

7月14～ 長野県が保護活動を支援。  
16日

7月14～ 東京都が保護活動を支援。  
17日

7月16～ 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。  
17日

7月21日 福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者と福島市内  
で警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を実施。

7月21日 名古屋市が保護活動を支援。  
～25日

7月22～ 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。  
23日

7月22日 神奈川県が保護活動を支援。  
～25日

7月24～ 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。  
25日

7月30 長野県、栃木県、川崎市、群馬県、静岡県、山梨県及び茨城県が順次保  
日～ 護活動を支援予定。

これまで警戒区域から保護したペットは、犬281頭、猫157頭（7月25日  
現在）。このうち元の飼い主に返還されたペットは、犬45頭、猫47頭（  
7月20日現在）。残りは福島県の収容施設に収容。